

◇ 生徒指導

○生徒心得

「学業は生徒の本分である。心身を錬磨し、豊かな人間性と品位ある人格の形成につとめよう。また、本校生徒としての誇りと自覚をもって行動し生徒間は互いに親しみ、戒めあい、明るい学校をつくろう。」
生徒心得は、本校生徒の日常生活の指針を示したものである。

1 礼儀について

人との対応には礼儀を失わず、挨拶を交わし、敬語や正しい言葉づかいを身に付ける。

2 服装・頭髪等について

- (1) 服装・頭髪等は高校生に求められる清楚なものにする。
 - (2) 「服装・頭髪等について」（後記）に定められた事項を守る。
- * 登下校時も同様である。

3 清掃美化について

清掃は毎日、全員で行い、各自が常に校内美化に心がける。

4 登下校等について

- (1) 通学には安全なコースを選び、交通規則を守って他人の迷惑にならないようにする。
- (2) 登下校の途中、事故にあった場合はすみやかに学校に連絡する。

5 校内生活について

- (1) 欠席・遅刻をするときは、保護者が8時20分までに学校（担任）へ連絡する。なお、病気等で長期欠席する場合は診断書を提出する。
- (2) やむを得ず早退する場合は、早退許可証を担任に記入してもらい持参して帰宅する。また、帰宅後直ちに学校へ連絡する。
- (3) 身分証明書・生徒手帳は常に携行する。
- (4) 学業が生活の中心となるよう心がけ、必要のないもの（ゲーム、カード、マンガ等）は持ち込まない。

6 授業について

- (1) 教室の移動や用事は休憩時間中に済ませ、授業に遅れない（チャイム着席）。
 - (2) 教科担任の教員が来る前に着席し、授業に必要な教科書・ノート等用意しておく。
 - (3) 授業は静かに集中して受け、授業妨害や中抜けをしない。
 - (4) 中抜けを繰り返したり、授業妨害等を行ったりした生徒については特別指導の対象とする。
- * この場合の中抜けとは、登校後に正当な理由が無く、無許可で授業に出ないことをいう。

7 校外生活について

- (1) 夜間の外出は慎み、特に22時以降の外出（補導の対象になる）及び無断外泊はしない。
- (2) アルバイトを行う場合は学校へ届け出る。詳細は「アルバイトについて」（後記）に定められた事項とする。
- (3) 補導された場合、直ちに学校へ連絡する。

8 校舎使用上の注意

- (1) 校舎の使用は7時30分～17時までとする。年末年始（12月29日～1月3日）は使用できない。

- (2) 校舎・施設・設備は大切に使用する。故意や不注意による破損については修繕費の一部または全額を弁償してもらうことがある。なお、故意に器物破損した生徒については特別指導の対象とする。
- (3) 掲示物は学校に提出し許可を受け、指定された場所に掲示する。
- (4) 校舎・備品等を特別に使用するときは関係職員に連絡し許可を得る。

9 週番について

- (1) 朝のSHR前に、職員室へ日誌・配布物を取りに行き、担任の指示を受ける。
- (2) 帰りのSHR後、教室・廊下の戸締まり、消灯、暖房器具の消火確認を行う。
- (3) 学級日誌を記入（黒ボールペン）し、担任に提出する。

10 いじめの禁止

いじめは絶対に許されない行為である。生徒は互いに安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

○服装・頭髪等について

1 服装・履物・カバン類

- (1) 制服
 - ア I型 本校指定の学生服を着用すること。
 - イ II型 本校指定の制服（上着・スカート・ベスト・リボン）を着用すること。
 - ウ III型 本校指定の制服（上着・スラックス・ベスト・ネクタイ）を着用すること。
- (2) ソックス
 - ア I型 白・黒・紺の無地（ワンポイントは可）
 - イ II型 黒・紺の無地（ワンポイントは可）
式典時はハイソックスを着用すること。
 - ウ III型 白・黒・紺の無地（ワンポイントは可）
- (3) 履物
 - ア 上履き 指定のサンダルとする。
 - イ 下履き 華美でないものとし、下駄・サンダルまたはサンダル風のものとは不可とする（カカトをつぶして履かないこと）。
- (4) カバン類 華美でない、高校生に求められる清楚なものとする。
- (5) 式典時等の服装について
入学式・卒業式等の服装については、指定制服とする。
- (6) 服装細則
 - ア II型
 - (ア) スカート丈については、膝頭中央とする。
 - (イ) ストッキングを着用する場合は、黒・肌色の無地とする。
 - イ II型・III型
 - (ア) 上着の襟に校章バッジをつけること。
 - ウ 6月～9月は下記の略装でもよいが、気候（気温の状況）または体調により、この時期に上着を着用してもよい。
 - (ア) I型 白ワイシャツ・半袖白ワイシャツ・指定開襟シャツ・指定白ポロシャツ
 - (イ) II型 指定ブラウス・半袖白ワイシャツ・指定開襟シャツ・指定白ポロシャツとしリボンは着用しなくてもよい。
 - (ウ) III型 指定ブラウス・半袖白ワイシャツ・指定開襟シャツ・指定白ポロシャツとしネクタイは着用しなくてもよい。

- エ 10月～3月はセーター・カーディガンの着用を認めるが下記事項に留意すること。
上着の下に着用できるサイズとし、色は黒・紺の無地、セーターはVネック（ワンポイントは可）とする。
- オ 登下校時は制服を着用すること。
- カ 授業時はセーター・カーディガンの着用を認めるが、体育着での出席は教科担当の許可がある場合を除いて不可とする（実技科目は教科担当の指示に従う）。
- * 衣替えの切り替えは、前後それぞれ約1週間を移行期とする。
- キ コート類の規定については以下のとおりとする。
色は黒・紺・グレーの無地。革・毛皮・フリースなどの素材のものは不可。
運動部に所属するものは、当該部活動が作成した同一のグランドコート等を着用してもよい。その際、部顧問はグランドコート等着用の異装願を生徒指導部に提出し、許可を得ること。

2 頭髪

清潔さを保つこと。パーマ・脱色・染色・着色・つけ毛及び特殊な髪型・加工は禁止する。

3 化粧

化粧（カラーリップ・アイシャドウ・マスカラ・マニキュア・ファンデーション・眉毛の剃り等）をすることは禁止する。

4 装飾品

ネックレス・ブレスレット・ピアス・サングラス・指輪・カラーコンタクトレンズ等の装飾品を身に付けることは禁止する。なお、身に付けていた場合は外させ、指導後に返却する。

5 携帯電話（スマートフォン）

校内での使用は禁止する。登校後、直ちに電源を切りロッカーに入れる。放課後、家庭へ連絡する場合は校舎外で使用する。

「私たちのスマホ利用ルール」（平成27年度生徒会決議）

- (1) フィルタリングを必ずかける
- (2) ながらスマホをしない
- (3) SNS上での発言や個人情報の取り扱いに気をつける
- (4) 使用時間を決め、夜10時以降は使用しない

6 異装等の届け出

特別な事情により上記以外の服装等をする必要がある場合には申し出を行い、指示を受けること。

服装・頭髪検査規準は下記のとおりとする。

検査規準	
頭 髪 パーマ・脱色・ 着色・つけ毛・ 特殊な髪型や加工 は不可 整髪料はつけない	男子 ・長さ 前 髪 = (おろしたときに) 目にかからない ・横 髪 = 耳の半分まで ・後ろ髪 = 襟にかからない ・もみあげ = 耳たぶを超えない
	女子 ・長さ 前 髪 = 目にかからない (かかる場合はピンでとめる)
・耳 (ピアスをしていないか、跡はあるか) ・ カラーコンタクト (装着していないか) ・ズボン (裾がほつれていないか、引きずっていないか) ・スカート (短くしていないか、ベルトで留めていないか、丈は膝頭中央) ・靴 下 (ズボン: 白or黒or紺の無地 ・ スカート: 黒or紺) (ワポイト可) ・化 粧 (眉描き、まぶたを一重から人工的に二重にするための化粧も含む)	